

公立豊岡病院  
駐車場管理仕様書

令和7年12月  
公立豊岡病院

### (目的)

本仕様書は、公立豊岡病院（以下、「管理者」という。）における駐車場管理を円滑かつ効率的に行うことの目的とし、次に掲げる業務についてその仕様を定め、駐車場管理事業者（以下、「使用者」という。）は誠意をもって誠実に実施するものとする。

なお、使用者は、本業務が管理者の利用者へのサービス向上に重要であることを認識し、駐車場の安全でスムーズな利用のため、本仕様書に定めるほか、関係法令を遵守し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

### (病院概要)

名称	公立豊岡病院
所在地	兵庫県豊岡市戸牧 1094 番地
病床数	528 床
外来診療受付	8：00～11：00、12：00～15：00
外来休診日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) ※救急外来除く
診療科目	29 科目
患者数等	外来患者数：912 人／日 ※R 6 年度実績 入院患者数：430 人／日 ※R 6 年度実績
職員数	1,500 人 ※委託業者等含む
勤務者数	1,000 人 ※平日 1 日あたりの人数、委託業者等を含む
面会時間等	平 日 13:00～18:00 土日祝日 13:00～17:00 ※短時間（30 分程度）

### (駐車場概要)

駐車場台数	1,289 台  【内訳】  第1・2駐車場（外来患者・来院者・職員用）：596 台 ※上記には身障者用駐車場 20 台を含む。 第3駐車場（外来患者・来院者用）：25 台 第4駐車場（職員用）：264 台 第5・6・7駐車場（来院者・職員用）：261 台 第10駐車場（職員用）：143 台
-------	---

### (管理運営期間)

契約締結日から令和 18 年 3 月 31 日までとする。（行政財産使用許可）

ただし、契約期間中であっても、正当な事由がなく募集要項及び本仕様書の各条項に違反したときは、契約の解除がある。

## (管理運営)

本仕様書は、駐車場管理の遂行のため、共通する基本的な事項を示すものであり、内容は下記のとおりである。

なお、使用者は、本仕様書に記載のない事項においても付帯する業務については、管理者と連絡・調整のうえ、実施すること。

- (1) 駐車場管理体制の構築を利用者の利便性等に留意し、管理者と十分に協議を行い、承認を得たうえで行うこと。
- (2) 駐車場管理に必要な設備機器は使用者が新たに設置すること。
- (3) 駐車スペース等の配置については、現行の配置を基本とするが、適当と思われる配置があれば、その提案を行うことも可とする。
- (4) 使用者は、駐車場管理を遂行するうえで、必要な手続き（路外駐車場の届出等）及び工事を行うこと。ただし、工事等を行う場合は、管理者の承認を得たうえで行うこと。
- (5) 使用者は、駐車場管理方法を構築するためのスケジュール管理を行うこと。
- (6) 駐車場管理開始前後の混雑、混乱に備え、広報体制や利用者への周知体制を整備すること。
- (7) 駐車場の営業時間は、24時間365日営業とすること、ただし、管理者が必要と認めるときは、臨時休業する場合もあり得る。
- (8) 駐車料金は、使用者が定期的に精算機等から使用者の責任で徴収するものとする。
- (9) 駐車場管理のための設備機器等の定期的な保守・修理、維持管理を実施し、駐車場管理業務の質を維持すること。
- (10) 利用者又は近隣施設からの苦情や設備機器等故障・事故等の対応を行うとともに、管理者に適宜報告を行うこと。また、駐車場設備や環境整備等に改善が必要な場合は、積極的に管理者へ提案すること。

## (駐車料金)

駐車料金については、全ての利用区分において入庫後30分までは無料とし、下記表のとおり駐車料金を設定する。一般利用については、使用者の提案とする。

利用区分	利用料金
外来患者	30分を超える6時間まで100円 以降30分につき100円 当日最大500円
見舞客・来院者	30分を超える1時間まで100円 以降30分につき100円 当日最大500円
病院が認める付添人等	1日200円
一般利用	事業者提案

※病院事業で使用する車両や当院職員(病院組合・労働組合・互助会を含む)の車両のほか、

納品・廃棄物等回収の業者、病院都合で招集した招聘医師やボランティア、医療機器説明など病院の都合により招集を行った場合者(外部招聘医師、ボランティア、会議参加者、修理・メンテナンス業者等)の車両は無料とする。

※最終的な料金体系は、候補者決定後に病院との協議を行い、決定する。

#### (基本条件)

##### (1) 管理運営上の制限

- ①使用者は管理運営に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入若しくは担保に供し、又は営業の委託もしくは名義貸し等をすることはできない。
- ②使用者は当該業務について大規模な修繕、模様替え、原状を変更するような行為をするときは、事前に書面をもって管理者の承認を得なければならない。
- ③使用者は、対象物件に建物を建築または設置することはできない。

##### (2) 義務

- ①使用者は、利用者の便宜を図り、最善の注意をもって維持しなければならない。
- ②使用者は、当該業務に伴う一切の責任を負わなければならない。
- ③使用者は、管理者が管理上必要な事項を使用者に通知した場合は、速やかに事項の検討を行い、その事項を遵守しなければならない。また、回答を要する場合は、書面にて管理者に回答しなければならない。
- ④使用者は、近隣施設の迷惑とならないよう十分に配慮しなければならない。

##### (3) 使用者の取り消し又は変更

次の各号に該当するときは、許可の取り消し又は変更することができる。また、この場合、管理者又は第三者に損害を与えたときは、すべて使用者の責任でその損害を賠償しなければならない。

- ①使用者が本仕様書の各条項に違反又は義務を果たさない場合
- ②応募資格の詐称、その他不正な手段によりこの許可を受けた場合
- ③その他、使用者が法令等の規定に違反した場合

##### (4) 期間終了時の条件

- ①使用者は、契約期間が満了したとき、又は許可を取り消された場合は、管理者の指定する期日までに対象物件を使用者の費用負担で原状回復しなければならない。ただし、管理者の承認を得た場合は、この限りではない。
- ②使用者が期日までに原状回復の義務を履行していない場合、管理者がこれを行い、その費用を使用者に請求することができる。

#### (参加資格)

##### (1) 基本的条件

- ①当該法人が行う事業のうち、駐車場事業が主要事業であること。
- ②駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資格、資力及び信用を有し、かつ次の項目すべてに該当すること。

- ア 駐車場事業の経験を 10 年以上有する者であること。
- イ カメラ式駐車場の運営管理業務に 3 年以上の実績を有している。
- ウ 過去 3 年において、300 台以上の車室を有する官公庁等の本庁又は病院で、来庁・来院者駐車場管理運営実績を有していること。また、公営駐車場の運営管理契約において、当初契約期間内の中途解約をしていないこと。

## (2) 資格制限

次のいずれかに該当する法人その他団体等は参加することができません。

- ①国税及び地方税を完納していない者
- ②地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ③民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がなされていない者。
- ④公立豊岡病院組合の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限、その他国等契約実施機関が定める基準に基づく入札参加の資格制限を受けている者。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）に該当するほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）に該当する者。
  - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- ⑥団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- ⑦手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年を経過しない者又は該当公示の日の前 6 箇月以内に手形・小切手を不渡りした者でないこと。
- ⑧公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者に該当する者。

(収益金及び費用負担区分について)

(1) 行政財産使用料等

使用者は、行政財産使用料として駐車場管理事業者が企画提案書等で提示した額を年度当初に管理者の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(2) 費用負担区分等

管理運営業務に必要な光熱水費は管理者の負担とし、それ以外の費用及び駐車場管理運営のために必要な初期整備費用・運営費用等は募集要項に添付の負担区分表のとおりとする。

(3) 振込期日

行政財産使用料は、年度当初の指定日までとする。

(損害賠償責任)

使用者は、故意又は過失により、管理者又は第三者に損害を与えた場合、いかなる理由でも賠償責任を負うものとする。これらの請求に備え、必ず責任保険に加入すること。

(その他)

本仕様書及び契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、管理者と使用者で協議することとする。